

さとらんどファーマーズ会員のてびき

令和3年4月改定

農業者が消費者に農産物を対面販売することで、都市と農業を直接的に結びつけ、対話などにより消費者ニーズを把握するとともに料理方法などの伝承、そして市民に農業に対する理解と関心を高めてもらうことを目的とする。

また、地元で収穫した新鮮で安全安心な農産物の販売を促進することで「地産地消」を推進し、市内及び近郊の農業者と来園者の相互理解を図ることを目的とする。

1 参加基準

- (1)札幌市及び近郊の市町村で、農業を生業としている者
- (2)指定管理者が特に認めた者

2 会員の登録

- (1)会員は登録制とする。
- (2)会員を申し込む者は、会員申込書と農業を生業としていることを示す書類（JA、市役所、農業委員会、農業振興協議会などいずれかの農業機関が発行したもの）または、販売実績、栽培履歴、農薬使用履歴などの資料を提出すること。
- (3)登録期間は、4月1日から翌年3月31日まで有効とする。
- (4)更新は、毎年3月に行い、年間3回以上出店した者を対象とする。（自動更新）
※3回未満の出店で更新を希望する場合は連絡をすること。

3 出店について

- (1)出店料は無料とする。
- (2)農産物は**会員が自ら生産**したものを販売する。
- (3)加工品(漬物・ジャム・パンなど)の販売は、保健所の許可を受けた施設で製造したもののみ可とする。その際は食品衛生法に基づいたラベル表示を必ず行い、常温で販売できる食品のみとする。そのほか、一次加工品は可、二次加工品は不可とする。
- (4)食品品質表示（JAS法に基づく）を行うこと。
- (5)消費者から商品に関するクレームは、指定管理者は関与せず、会員と消費者との間で解決すること。

4 出店手続き

- (1)出店を希望する日の3日前までに、出店申込用紙にて申請する。（Fax又はメール）
イベント出店の際は、別途送付する申込用紙にて指定期日までに申請する。
- (2)出店場所は、主にセンターポーチ、センターホールとする。
イベント出店の際は、指定された場所での出店とする。

- (3)出店の際に、コンロ等の設置を希望する場合は、申請時に必ず申し出ること。
- (4)軽トラックでの直接販売を可とする。申請時に申し出ること。
- (5)出店をキャンセルする場合は前日までに連絡すること。
- (6)出店当日は、受付窓口にて出店手続き（必要事項を記入）を行い、出店許可書（ネームプレート）を受け取り出店場所に掲示する。閉店後は受付窓口に戻却する。
※イベント時は、手続き不要。（ネームプレート、出店場所を事前に準備・設置するため）

5 出店時の注意点

- (1)搬入に際し園内に進入する場合は午前9時までとする。また、午前9時以降の搬入に際し園内に進入する場合は、職員が誘導できる場合のみ許可する。
- (2)軽トラックでの直接販売以外の時は、事前に指定された場所に駐車すること。
- (3)コンロ等を設置する場合は床・インターロッキング・アスファルト舗装を養生させること。
- (4)掃除用具は各自持参すること。
- (5)出店時に出たゴミはすべて持ち帰ること。また、出店場所の美化に努めること。
- (6)閉店後は出店場所を片付けること。

以上の会員のでびきに逸脱する行為をした時は、ファーマーズマーケット出店を停止させていただきますことがあります。

サッポロさとらんど

指定管理者 さとみらいプロジェクトグループ

住所：札幌市東区丘珠町584-2

電話：011-787-0223

FAX：011-787-0947